

特別教育・安全衛生教育受講申込書

◎下記の特別教育一覧から、受講される特別教育をひとつ選んで□に✓印を付けて下さい。

※助成金コース受講希望者は右の有を○で囲む。 ※記入は黒のボールペンでお願い致します。

特別教育一覧	助成金	特別教育一覧	助成金
☐ 小型車両系(整地等)機体質量 3t未満	有	☐ 石綿使用建築物等の解体業務	有
☐ 小型フォークリフト 最大荷重 1t未満	一	☐ 酸素欠乏危険作業(硫化水素含む)	有
☐ 締固め(ローラー) 制限なし	有	☐ 特定粉じん作業	有
☐ クレーン運転 吊上荷重5t未満	有	☐ 足場の組立て等の業務	有
☐ 小型高所作業車 作業床高10m未満	有	☐ フルハーネス型墜落制止用器具	有
☐ 巻上機(ウインチ)の運転業務	有	☐ テールゲートリフター	一
☐ アーク溶接	有	☐	
☐ 低圧電気取扱業務(14h)	有	☐	
☐ 自由研削砥石(グラインダー)	有	☐	
☐ 伐木等業務(18h)	一	☐ 伐木等業務(補講 2.5h)	一

上半身写真 1枚
4cm×3cm
・正面、無帽、無背景
色つきメガネ不可
※コピー・スナップ不可
私製プリンタ不可
・裏面に氏名記入
の上 のり付け

◎下記の安全衛生教育一覧から、受講される安全衛生教育をひとつ選んで□に✓印を付けて下さい。

※助成金コース受講希望者は右の有を○で囲む。

安全衛生教育一覧			助成金
☐ 振動工具取扱業務	☐ 職長等能力向上教育(建設業)	☐ 車両系安全衛生教育(再教育)	有
☐ 刈払い機取扱業務	☐ 有機溶剤安全衛生教育	☐ ローラー安全衛生教育(再教育)	有
☐ 携帯丸のこ等取扱	☐ はい作業従事者	☐	
☐ 職長・安全衛生責任者	☐	☐	
☐ 熱中症予防(管理者・作業従事者)	☐	☐	
☐ 木造解体作業指揮者	☐	☐	

受講日	令和 年 月 日 ~ 月 日
-----	----------------

◎旧姓又は通称の修了証への併記を希望する方は右下の欄の□に✓印をつけ申請下さい。別途、申請書(別紙)を送付いたします。

フリガナ	生 年 月 日	☐ 旧姓又は通称の併記	
氏名	昭和 年 月 日 平成	自宅電話	
		携帯電話	
現住所	〒 -		
フリガナ	担当者氏名	担当電話	
勤務・所属先名		所属電話	
		FAX	
勤務・所属先所在地	〒 -		

<受講規約>

- 1) 本申込書の写真が以下の場合受付できません。
(スナップ写真、デジカメ撮影、PC出力、コピー印刷、着帽、顔や頭が欠損)
- 2) 申込書で本人確認できない場合、虚偽の申請があった場合は、講習を受講することができません。又、修了後でも修了証は無効となります。
- 3) 講習中の無断退去、不正行為、他者への暴力・妨害行為があった場合、受講継続を不可とさせていただきます。
- 4) 一旦、受講されますと如何なる理由があっても受講料の返金はできません。
- 5) 悪天候及び天災により、講習日を変更する場合があります。
- 6) 3日前まで受講料の振込みが確認できない場合は受講できません。
- 7) 講習中の携帯電話やメールの使用、撮影行為は失格となります。
- 8) 早退・欠席で講習継続できなかった場合で3ヶ月以内に講習継続できない場合は、受講放棄とみなされます。
- 9) 不正改造又は車検切れの車、バイクでの乗り入れはできません。
- 10) 駐車場でのトラブルは各個人の責任となります。

受講者本人による署名	書類確認	実施管理者印	修了証 受領印または署名
※私は上記の通り相違ないことを証明いたします。 また、受講規約を確認し、これに同意の上受講します。 ※受講規約は上覧をご覧ください。			

受講当日、本人確認(氏名、生年月日、現住所等)を行いますので自動車運転免許証又は住民票等の原本を持参ください。
お客様各位へ当社は個人情報をお客さまの目的で利用させていただきます。※下記にご同意いただけない場合、個人情報の確認・訂正を希望される場合は窓口までお申しつけ下さい。
・受講申込書の内容及び受講資格等の確認 ・講習案内の送付 ・受講料の支払い方法、入金状況の確認 ・お客様からのお問い合わせや資料請求への対応 (R6.04)

ご本人様確認書類(自動車運転免許証＊外国籍の方は在留カード)のコピーを貼ってください

＊ 自動車運転免許証をお持ちで無い方は住民票またはマイナンバーカード、パスポート等のコピーを添付ください。

表

裏

※ 添付いただいたご本人様確認書類は原本確認をいたしますので当日必ずご持参ください。

助成金申請用

受講料

円

※ 添付する免許証・修了証のコピーは原寸サイズ

※ 添付する免許証・修了証のコピーは発行教習機関、記載文字、修了番号等が鮮明に確認できる事。

※ 添付した免許証・修了証のコピーの本人氏名と表面本人記載氏名が同一である事。